

史(資)料の読み方・使い方について

－主に人文科学における文献史料を例に－

渡邊洋一*

Reading and Use of (Historical) Documents and
Materials in the Humanities

WATANABE Youichi

I. はじめに

人文科学系の学問、特に歴史学を学ぶ上で必要になるのが実際に起こった事項・事象について記された史(資)料であり、それを基に歴史学が成立する。言い換えれば、物事の歴史を記するためにはその裏付けとなる史(資)料が必要であって、それがあって始めて歴史的事実を認定することが出来る。現代の歴史学はこうしたことがあってはじめて成立する学問である。ところで、今“史(資)料”と記したが、本来“史料”と“資料”とは異なった意味を有し、“史料”は「歴史研究の素材となる文献、遺物、文書、日記、伝承、絵画、建築などの総称」を指し、“資料”の方は「“史料”等それを使って何かをするための材料、特に研究や調査などのもとなる材料」のことであることは周知の通りである。特に人文科学系の学問ではその論拠とするために“史料”を多用するが、社会科学系の学問では統計等の作られた材料を論拠とするため“資料”の方を多く使用する。勿論、人文科学系の学問でも“資料”を基に考察を加える場合もあるため、当初“史(資)料”と記したが、以下、歴史学を中心とした人文科学

* 東北文化学園大学 地域連携センター特任教授

系の論拠となる材料としての取り扱い方について論を進めていくため、以後“史料”という語句で統一して論を進めていく。

その裏付けとなる史料というのは、ある時は文献による史料¹⁾であり、またある場面では考古史料²⁾であったりするが、それ以外にも美術史料・建築学史料・民俗学史料・文化人類学史料・文学史料等を駆使して過去の事実関係を認定し、その事項・事象が如何にして発生し、その結果社会的にどのような影響が及ぼされたか等について原因追究・事実確認・考察を加えることで教訓とし、未来の社会を形成していく上での糧にしていくことが歴史学の本質とされる。

ところで、人文科学系の学問は、場合によっては感覺的学問であって実証性に乏しいという批判を聞くことがある。以前は歴史学でも然りで、マルクスの「唯物史観」によって「実証史学の提唱」がなされたことがあったが、こうしたことは歴史学が学問として成立した時点から持ち合わせた要素であり、本来の歴史学とは改めてマルクスに提唱されるまでのことではなかった。とはいえ、歴史学という学問は時の為政者にとっては自己の政権を肯定し維持していく上である意味利用価値が極めて高くなる要素を含んでいることも事実であったため、古来より為政者側に立った歴史学者はえてして史実を為政者の都合のいいように改竄したり、改竄しないまでも都合の悪い事象・事項を無視したりすることで本来の歴史学がなすべきこととはかけ離れた歴史が作られていった経緯も見られた。そうした点からマルクスをしてこうした「実証史学の提唱」がなされたともいえ、19世紀に始まる「唯物史観」の提唱は“歴史学のルネッサンス”ともいうことが出来よう。

II. 文献史学の史料の使い方

(1) 歴史区分について

歴史の事項・事象を記述していく上で区切りを付けて考察していく方法に歴史区分(時代区分)というものがある。それは大別して原始古代・中世・近世・近現代の四区分が基本となる(もう少し大雑把にいうと原始古代・中世・近現

1) 文献史料には、通常言われている書籍・典籍、古文書、法令・詔書等の筆記したものほかに、金石文、墨書(銘文)等も含まれる。

2) 発掘調査によって得られた遺跡・遺構及び出土物等を指す。

代の三区分)。しかし、実際にはこの歴史区分によって歴史学を展開していくには多少無理があることから原始・古代・上代・中古・中世・近世・近代・現代の八区分に細分化されるのが普通である。なお、この歴史区分にはある一定のルールがあり、政治史的視点・社会経済史的視点・文化史的視点等によって多少のズレがあったり、史料の使用法によって多少の違いも見られることもある。

因みに、日本史では概ね旧石器時代から弥生時代までを原始、古墳時代から藤原京の時代までを古代、奈良時代を上代、平安時代を中古(ここまでを原始古代と一括する場合もある)、鎌倉・南北朝・室町時代を中世、織豊政権(安土・桃山時代)・江戸時代を近世、明治時代から昭和20年の終戦までを近代、それ以降を現代(明治以降を近現代と一括する場合もある)と分けるのが普通である³⁾。とはいえ、これらの区分についても、史料の利用方法・考え方によっては各区分の区切りをどの時点にするかについて意見が分かれるところである。日本史の場合は特に中世の始まりと終わりの時期が大いに問題で、まず中世の始まりの時点については、鎌倉幕府の成立に求めることについては周囲が納得するところであるものの、その鎌倉幕府の成立が何時かによって議論があり⁴⁾、その終焉、つまり換言すれば近世の始まりが何時かということについても、織豊政権の時代を中世と見るか近世と見るかで変わってくる⁵⁾。また、文化史(美学・美術史・建築史・文学史等含)の分野においては、政治史・社会経済史とは異なり一世代分(20～30年)ずれていく傾向が見られる。それは極端に言うとも前代から生きている人々の影響がなくなるまで前代の文化を引きずるからに他な

3) 近現代の区分についてこれまでの昭和後期(戦後)以降を現代としていたが、近年は昭和時代までを近代、平成時代以降を現代というような風潮も見られるようになった。

4) 以前は源頼朝が征夷大將軍就任の建久3年(1192)を鎌倉幕府成立としていたが、現在では源頼朝の征夷大將軍就任については重要視しておらず、これを幕府の成立という説には否定的で、実質に鎌倉幕府の政治機構が整った元暦元年(1184)の公文所・問註所の設置や建久元年(1190)の政所の設置、そして鎌倉幕府の権力が全国に及んだ文治元年(1185)の守護・地頭の設置にその成立を求めており、現在教科書等では鎌倉政権が地方政権から脱した文治元年(1185)の守護・地頭の設置の時点を鎌倉幕府の成立と見なしている。

5) 日本中世史関係の学会の多くは織豊政権の時代までを中世の範疇としている場合が多いが、日本における中世の定義は古代より続く朝廷による指揮命令系統と新たに成立した武家政権による幕府による指揮命令系統の二つの統治形態が並列している二重統治の時代を指し、そうした意味からいうと織豊政権の時代、特に豊臣政権下になると朝廷の影響力は殆ど無くなるため、幕藩体制が確立する徳川幕府の時代と共に近世の区分に入れる動きがある。

らない⁶⁾。

このことは、日本史に限らず東洋史においても西洋史においても同様で、特に東洋史では政治・文化史的視点から殷・周～春秋・戦国を経て秦・漢までを古代、三国～魏晉南北朝を経て隋・唐までを中世、宋・元・明・清を近世、阿片戦争以降を近現代としたり、社会経済史的視点で殷・周～隋・唐までを古代、宋・元を中世、明・清を近世、阿片戦争以降を近代、中華人民共和国成立以降を現代としたりと、全く異なった歴史区分となることはよく知られている⁷⁾。

(2) 史料批判

歴史事項・事象を記述し認定していく上で文献史料にせよ考古史料その他にせよ、史料は欠くべからざるものであることは言うまでもない。しかし、その使用法如何によっては全く事実と異なった結果を導き出すことも出来、史実とは合わない歴史が展開される可能性もある。それは概ね使用する史料の信憑性の問題とその記録が社会の全体に関する事項なのかそれともある一部について反映しているのかに由来するのであり、仮にそこに記されている事項・事象が事実であったとしても、それが何を意味しているのかという史料の本質を正確に把握しないとんでもない歴史を作り出すことになる。

文献史料を例に考えてみると、現在でもそうであるが、人々が何かの意味で将来に書き残そうとする事項・事象は日常の生活そのものについて触れた記事が全くないとはいわないものの数としては少なく、大抵は普段の生活とは異なった特異な事項・事象、つまり大地震や大火事・そして飢饉等の人々の生命を脅かすような天変地異による災害の記事や為政者の交代や政争等の社会が一変するような非日常の出来事に関する記録が多い⁸⁾。従って、こうした非日常の記録・記載記事のみを史料として歴史を構築していくと本来の歴史とはかけ離れたとんでもない歴史が構築されてしまう。そうしたことを防ぐためにも史料の取捨選択と史料批判が必要となってくる。そうした場合、史料となる記録・

6) 一つ例を挙げると、日本文学史において近代文学の始まりを坪内逍遙者の評論『小説神髓』に求めているが、これが発表されたのは明治18年の後半からで、明治維新から約20年を経過していることからそのずれが分かる。

7) 前者は京都学派の后者は東京学派の歴史区分として知られている。

8) 特に近世以降残された個人の日記・日誌等は日常の生活を彷彿する記述も多いが、それとて日常と異なった特異な事象・事項を多く記録している。

記載記事の価値をどの様に判断するかが問題であって、史料はその性格から以下のように区分される。

① 一次史料(一等史料)

事項・事象が起こった同時代にそのことについて係った人物によって記された史料。

② 一次史料(二等史料)

一次史料(一等史料)を基に、同時代の人物が記録・編纂物としてまとめた史料。

③ 二次史料(一等史料)

事項・事象が起こった時代から暫く経てから作成された史料で一次史料を利用して記述・編纂された史料。

④ 二次史料(二等史料)

事項・事象が起こった時代から暫く経てから作成された文献(文芸等も含)や絵画・彫刻等の記録史料以外の史料。

⑤ 三次史料(一等史料)

隨筆・文芸等で当時の生活を彷彿できる史料。

⑥ 三次史料(二等史料)

何時作られたか定かでない怪しげな記録(場合によっては捏造されたと思われるものも含む)

本来、歴史記述を行う上では一次史料のみで構成するのが望ましい。しかし、実際には全てを一次史料のみで構成することは不可能で、二次・三次の史料の利用、またはそうした史料の意図を把握することによって導き出された考察を基に論を進めていくことになる。従って、こうした場合には特に史料の信憑性・範囲等を考証して利用する必要がある、こうした史料批判・考証をした上ではじめてそれを根拠とした論考の史料として利用が可能となる。

以前、文芸の記述や絵画等の記載を歴史記述の史料として用いることはタブー視されていた時代もあった。これには現在「実録体小説」⁹⁾と称され、文学の範疇に入る文芸書(近世の通俗歴史小説)¹⁰⁾を歴史学の分野の野史(雑史)として史料として用いることで史実とは異なった歴史を形作ったり、現存最古の文献史資料である『古事記』『日本書紀』に記載されている記事を鵜呑みとすることで構築された「皇国史観」等の誤りを正そうとしたところから派生した

ものではあるが、文芸書や絵画等の美術作品においてもそれが製作された時代の背景を考慮すれば、必ずしも史料として使用に耐えないとは言い難く、現在ではそうしたものも一定の史料批判をした上で論考を進めるための史料として利用することが認められるようになった。それは既存の史料だけではその時代時代の日常の姿を彷彿できないというそれまでの反省に基づいたものでもある。

そうしたところで活躍するのが書誌学・国語学・文化人類学・建築学・美学等の歴史補助学と称されるもので、これまではどうしても時の為政者の立場から見た歴史学となっていた点¹¹⁾を、こうした歴史補助学をも駆使することによって新たな視点からの歴史学が展開されるようになった。

(3) 近世における文献史料について

文献史学における史料の取扱については原始・古代より近世・近現代に至るまで基本的には差異はない。文献史料としては基本的に編纂物としての書籍・文献、個人の日記・日誌・随筆等の記録物と公文書・書簡等の古文書類となるが、近世以前と以降との間で大きな相違点がある。というのは中世以前については史料の絶対数が必ずしも多くはないということであり、反面、近世以降、特に江戸中期以降になると俄然と史料の絶対数が多くなるという点である。よって、中世以前については史料批判・考証を加えた上での条件付とはいえ、現存する史料の全てを利用しながら歴史を構築していくことになる。しかし、近世以降になるとその史料数はそれまでの比ではない程多く存在するために、史料批判・考証の他に史料の取捨選択をする作業が加わることになり、そこに書誌学をは

9) 「実録体小説」とは近世に発生した文学の一ジャンルで、大小様々な事件・事象を主題・背景として勸善懲惡を基本に構成されるストーリー性のある読み物で、現在の歴史小説に当たる。主要な登場人物が実名で記され、そうした事件・事象が当時の為政者にとって必ずしも喜ばしくないものであったことから発禁本とされ、洒落本や草双紙と同じ戯作文学（読本の一部）とはいえ全て写本で流通したため、歴史的文書・書付等と混同された経緯がある。赤穂事件を扱った「義士物」、寛文事件を扱った「伊達騒動物」等が有名で、講談・落語・歌舞伎・義太夫等近世芸能のネタ本となった。詳しくは拙著「実録体小説～伊達騒動物を中心として～」（『仙臺市民図書館所蔵 和漢書目録』収録論考）参照。

10) 国書の分類では読本の坴の範疇としている。

11) これらについては、当時の学者たちが為政者の意向を受けて当時の事実関係を踏まえた上で編纂した史料であるために信憑性は高いが、為政者側に立った見方をしていることから他系統の史料と比較して利用することが望ましい。

はじめとした歴史補助学を駆使して歴史を構築していくことになる。

ところで、近世を概ね江戸時代に限定すると、時の為政者である徳川幕府の政治・政策が近世の歴史を記述していく上で基本となることは間違いない。そうした中で基本的史料として利用されるのが徳川將軍家の事項・事象を中心に編纂された徳川幕府の正史『徳川實記』¹²⁾や三百諸藩の大家の正史(仙台藩の『伊達治家記録』等)¹³⁾、その時代に発布された「武家諸法度」以下の正文法や高札といった法令集(後に『御触書寛保集成』等に編纂)、そして旗本衆等の直臣や三百諸藩の大家への公文書や書簡等や大家から家臣団へ発給された宛行状^{あておこないじょう}¹⁴⁾等の公文書や書簡等である。また、中世以前においては殆ど現存しないものとしては一般社会の状況をも彷彿できる重要な史料として、一般庶民が残した書状・証文・萬留^{よろずとどめ}・書簡等の「地方文書」もある。また、変わったところでは江戸中期以降に多くなる当時の知識人層の隨筆や日記、そして当時の社会を背景に庶民の生活する姿を描いた「洒落本」「滑稽本」「人情本」「黄表紙」等の「戯作物」と称する文芸書やその挿絵に起源を有するとも言われる「浮世絵」等の風俗画なども当時の歴史を考える上で格好な史料と成り得る。

12) 正式には『御實紀』と称し、19世紀前半に編纂された江戸幕府の公式史書。全517巻。編纂の中心人物は林述斎と成島司直であり、起稿から35年近い事業の末、天保14年12月(1844年1月から2月)に正本が完成。編年体の形を取り、歴代將軍の諡号を冠して、それぞれの將軍に関する記録を『東照宮御実紀』『台徳院殿御実紀』…と称する。『御実紀』というのはそれらをまとめた総称で、初代家康から10代家治(天明期、1786年)までの事象を日毎に記述している。それぞれの記録は、歴代將軍在任時の出来事を日付順にまとめた本編と、その將軍にまつわる逸話を集めた附録からなっている。

全体の凡例にあたる『御実紀成書例』によれば、その体裁は和漢の実録(帝王の一代記)を参考にしており、「実録」は和漢でも天子にのみ用いられる用語であるから、天皇を憚って「御實紀」としたとされている。十一代將軍以後も明治期までその編纂は継続したが(『續徳川實記』)、完成には至らず、稿本のみが現存している。

明治期以降、現在の東京大学史料編纂所で『国史大系』と使用する類書の編纂時『御實記』ではなく『徳川實記』という類書名を使用したため、こちらの方が書名として拡散されている。

13) 伊達家が編纂された仙台藩の正史で、藩祖伊達政宗の父である伊達輝宗から13代藩主伊達慶邦に至るまでの記録を編年体で記した類書の総称。正式には藩主の諡号を冠して、『性山公治家記録』『貞山公治家記録』…と称する。4代綱村の命によって元禄15年(1702)に編纂が開始され、綱村歿後も断続的に事業が継続され、明治9年に完成。全15編696冊。

詳細は拙著「『伊達治家記録』について～その史料性についての一考察～」(『仙臺郷土研究』復刊巻24-1、通巻258号)参照。

14) 中世・近世を通じ、所領・所職などの知行を充行う時、主君から家臣に対し与えられた文書。現在の辞令に当たる。

では、どうしてこうした史料が近世になると数多く現れるようになるのでしょうか。勿論、近世以降は時代が浅く、中世以前のように戦乱等での散逸を免れたからともいうことも出来ようが、そのキーワードは「地方文書」の存在と庶民の教育機関である“寺子屋”の存在にある。先に中世以前の「地方文書」は殆ど存在しないと記したが、中世以前の社会において読み書きが出来る人間は一部特権階級の知識階層と上級の武家に限られており庶民の文盲率は高かったことは周知の事実である。しかし、近世以降生活水準の向上もあって、庶民階級においても“寺子屋”等による“読み書き算盤”程度の教育はなされるようになり、庶民階級の間でも社会生活を営む上で記録するという習慣が定着して言ったからに他ならない。特に江戸中期以降、こうした「地方文書」の数が多くなっていくのは“寺子屋”等の庶民に至るまでの教育機関の数と相関関係も見られる。また多くの「地方文書」を見た場合、仮名による表記が多く、たまに記された漢字も誤字や“音通現象”による表記が多いのは、“寺子屋”での教育が“読み書き算盤”というように、当時の生活規範となる仮名の表記と簡単な計算、多少高等な所で『じつごきょう 實語教・とうじぎょう 童子教』等の庶民のための教訓書や『おうらいもの 往来物』¹⁵⁾等による文例集の手習い程度のものであったことに由来するともいえよう。

以上のような史料を駆使することで近世の歴史が構築されていくことになるのであるが、こうした新しい視点による歴史の構築によって、現在歴史の教科書にまことしやかに掲載されている記事の中にも実際には史実とかけ離れた記述も多く見つけることが出来る。

一例を挙げると、まず徳川幕府の“鎖国政策”についてである。“鎖国”とは“国家が国を閉ざして外国との交渉を断ち、国際的に孤立した状態”をさすことであるが、徳川幕府の場合は、スペイン・ポルトガルといったキリスト教国(旧教国)との国交断絶、及び日本人の海外渡航と在外日本人の帰国を禁止し、対外貿易を長崎でのオランダ商館と中国船との貿易だけに制限した状態をいい、“鎖国”でいうところの“完全な国際的孤立状態”を意味していない。では“鎖

15) 平安時代～近代前期までに手紙文例集の形態で編纂された初等教科書の総称。『古状揃』(「腰越状」や「御成敗式目」等以前の有名な書状や法令集の翻刻文)、『庭訓往来』(消息の文例集)、『商売往来』(商業に必要な語彙やそれに関する知識、そして商人の心がまえを説いた、主に商人に対して作られた初等教科書)等がある。

国”と云わないとしたらどの様にいったらいいのだろうか。これと類似しているものに“海禁政策”というものがある。“海禁政策”とは中国明王朝の太祖洪武帝が海外渡航を含む民間人の海上交易を禁止した一方で恩恵的な朝貢貿易を認める政策¹⁶⁾で、明王朝滅亡後の清王朝にも引き継がれた¹⁷⁾。従って、徳川幕府によって行われたのもこの“海禁政策”の一つと考えてよからう。

また、五代將軍徳川綱吉が発したとされ天下の悪法ともいわれた「生類憐れみの令」についても同様である。そもそも「生類憐みの令」なる法令名はなく、実際は貞享2年(1685)7月に出された高札を始まりとした禁令の総称として後世に付けられた名称である¹⁸⁾。しかもこの禁令が日本全国津々浦々まで励行されたとされているが、実際に励行されたのは將軍家のお膝元である江戸をはじめとした関八州及び全国に点在した天領が中心で、三百諸藩の大名領内では寛容であったことが分かっている。寛政の改革等についても一般庶民をも巻き込んだ質素儉約の一大改革のように言われているが、実際はあくまで庶民の範となるべき大名・旗本を含む武家が対象であり、勿論、そうした武家への制約があれば、連鎖して拡大解釈がなされて庶民にまでその影響が及ぶとはいえ、直接の制約は及ばなかった。これが官民挙げての質素儉約令であったとした場合、同時期に谷風・小野川・雷電等を擁して全盛期を迎える江戸勸進相撲の大フィーバーの説明が付かなくなる¹⁹⁾。

16) 洪武帝が海禁政策を開始した背景には、当時中国沿岸で大きな問題となっていた和寇対策の一つであったとされる。

17) 清王朝でも鄭氏台湾などの反清活動を抑えることを目的に海禁政策を継続させるが、17世紀後半以降徐々に緩和していく。

18) 実際には貞享2年(1685)7月の高札(御触書)に

一、先日申渡候通、御成被爲遊候御道筋江、犬猫申出候ても不苦候間、何方之御成之節モ、犬猫つなき候事可爲無用者也

とあって「生類(生き物)を憐れむ」ことを趣旨とした動物・嬰兒・傷病人保護を目的とした禁令(墮胎の禁・捨子の禁・傷病人保護・捨老人の禁と高齢者扶養の奨励・殉死の禁)が始まりで、その後貞享4年(1687)以降次々と高札(御触書)で発給された禁令で、本来はそれまでの武断政治から儒学を規範とした文治政治への変更を諷った法令。例えば犬・猫を示したため、それが拡大解釈されて犬の保護を目的とした悪法というレッテルを貼られたもの。通常云われている「生類憐れみの令」というのはその総称として後年付けられた名称である。

19) 寛政の改革の首謀者であるはずの松平定信自身が谷風の谷町として、それまで神事の折の称号でしかなかった横綱を最高位として認定するため暗躍したりして、娯楽としての相撲人気を煽っており、結果的に庶民の経済活動を活性化し、貨幣経済の振興に寄与している。

他にも、通常武家にのみ許されていたはずの“名字帯刀”についても、色々調べていくと有力農民（代々百姓と称される在郷の名家）²⁰⁾ や町役等となった町人の中には苗字を有する家が全国的に数多く見られるし²¹⁾、帯刀についても“道中差”と称する一尺未満の刀（俗にいう“九寸五分”）は庶民であっても護身用として認められていたこと等が挙げられる（時代劇の“股旅物”の一本差も同様）。これらのことから今後の歴史学の展開によっては、教科書の記載についても考え直す必要も出てくることが予想される。

Ⅲ. 文献史料より見た歴史事実の認定例

では、こうした歴史事実の認定は如何なる史料によって導き出されることになるのであろうか。また、誤認されている部分は如何なるものであろうか。地元仙台の史料を中心に二・三考えてみることにする。

(1) 暦法の相違による年次の認定

<史料 I >

（十一月）十三日癸丑…（中略）…最前山岡志摩ヲ上方へ差登サルノ節、宮城郡国分ノ内千代城ヲ再興セラレ、公御居城ニ成リ玉ヒタキ旨、本多佐渡守正信ヲ以テ 大神君へ仰上ラル處ニ、普請セラレルヘキ旨、今度志摩下向ノ時仰下サル…（中略）…十二月己丑小廿四日甲午、辰時、公、千代城へ御出、御普請御繩張始メアリ。文字ヲ仙臺ト改メラル。昔時此城ノ側ニ千體佛アリ。因テ千體ト號ス。其後文字ヲ千代ト改ム。此城、元ハ國分能登守盛氏、先祖ヨリ居住セラレルト云々。

（『貞山公治家記録』卷二十下 慶長五年之條）

史料 I は藩祖伊達政宗の一代記を記した『貞山公治家記録』の一節にある政宗が関が原合戦直後の慶長5年11月13日に大神君（徳川家康）へ宮城郡国分荘の元の国分氏の居城千代城を再興して自らの居城にする旨報告し、翌12月24日に

20) 元々武家で豊臣政権下の刀狩り令や関が原合戦以降何等かの理由で帰農した在地の有力者

21) その例としては、仙台領西磐井郡（現岩手県一関市）の大肝入（大庄屋）を代々務めた大槻氏は元々葛西家の重臣で葛西・大崎一揆後帰農した地場の有力者で、係累に仙台藩校養賢堂の立役者大槻平泉や蘭学者大槻玄沢を輩出している。また、前述の谷風梶の助などはその人別帳に「陸奥国宮城郡南目村百姓金子某の倅」とあって金子姓を有していることが確認出来る。

千代城へ赴き、この地を仙台と改め新たに城普請の縄張りを始めたという記事であり、これを根拠に城普請の縄張りを始める慶長5年12月24日を以て「仙台開府」としている事実認定の例である。これを安易に西暦に直すと慶長5年は1600年となるので「仙台開府」の年次は1600年12月24日であると考えてしまう。

しかし、日本に限らず東アジア世界において暦は古来より中国由来の太陰太陽暦(以下“旧暦”)を使用してきた。よってこの文章にある年次も旧暦によるもので、これを安易に西暦に置き換えると事実誤認が生じてしまう。ご存じの通り西暦は太陽暦というように古代エジプト文明に由来する太陽の回帰年を一年単位としたもので、基本1年を365日と換算している²²⁾。これに対して旧暦は月の満ち欠けに合せた周期的変化を基礎にした太陰暦²³⁾を調整して、太陰暦では定められない潮の満干、日食・月食等の天文学的現象を太陽暦の手法を入れて改良した暦法で、具体的には一太陰暦年と一太陽暦年の差である約11日を二・三年に一度閏月を挿入して調整した暦法である。よって西暦と旧暦とでは約1ヶ月(場合によっては2ヶ月)ずれることになり、ここでいう慶長5年12月24日は西暦換算では年を越えて1601年1月27日にあたることになる。よって通常元号年を西暦に換算した時またはその反対の時の注意点として旧暦の11月・12月(閏12月)、西暦の1月・2月の事象は気を付ける必要があるということになる。

因みに、この「仙台開府」の時期をめぐっては以前“仙台開府四百年”を何時にするかで議論が分かれたことがあった。そもそも慶長5年を西暦に換算すると1600年に当たるのであるから西暦2000年に当たる平成12年を“仙台開府四百年”とするとの説と、当時は旧暦を使用していることから同じ慶長5年といっても12月24日は西暦に直すと1601年1月27日にあたるので、平成12年ではなく翌2001年の平成13年であるとの説に分かれた。実際には平成13年に“仙台開府四百年”のイベントが行われたのであるが、何れにせよ旧暦の西暦換算の

22) 現在イスラム圏以外の全世界で使用されているのは1582年時のローマ教皇グレゴリオ13世がそれまでのユリウス暦(紀元前45年、共和政ローマの最高神祇官・独裁官・執政官ガイウス・ユリウス・カエサルにより改暦されたためこの名がある)の改暦を命じて発給された暦法でグレゴリオ暦と称する。

23) 月は頭上で輝き、毎日規則的な周期で変化(新月・上弦・満月・下弦・新月)するため、月の満ち欠けに合せた周期的変化を基礎としてそれを応用した暦法(新月⇒満月⇒新月の一朔望月を1月と数え、12朔望月を一年と数える)。一朔望月は凡そ29日半(正確には29.530589日)であるから、29日を小の月、30日を大の月として交互に6回繰り返して一年とするが、それでは一年が約354日で、そのまま使用すると次第に年季が早まり、約3年で一月、十五・六年で約半年早まる欠点を有す。

折に見落とされがちな事項である。

また同様に、赤穂事件²⁴⁾で旧赤穂浅野家家臣が元禄15年12月14日に大雪の中²⁵⁾江戸本所松坂町の吉良上野介邸に討ち入りを果たすとされている点についても、如何に藩政時代は小氷期の寒冷な気候であつたといえ、12月の中旬に大雪が降るようなことは稀で、実際は西暦に換算すると当日は1703年1月30日となり、この時期であれば江戸に大雪が降ってもおかしくないということになる。

(2) “藩”という概念の誤謬について

<史料Ⅱ>

條々

一、家中之輩并仙臺領仕置之儀、可爲如前々事、

附、町人百姓等不窮之様、仕置可申付事、

一、於他所、何篇之儀雖令出來、無下知而不可出合、可受目付之面々差圖事、

一、吉利支丹宗門之儀 前々如令制禁、彌以堅可申付事、

右條々、可相守此旨者也、 萬治元年閏十二月十八日

仙臺侍従とのへ

(『伊達家文書』3330)²⁶⁾

史料Ⅱは、二代藩主伊達忠宗が万治元年(1658)7月2日に逝去し、その跡式を嗣いだ三代藩主伊達綱宗に対して「家中及び自領の仕置、他領の出来事に対する仕置、吉利支丹宗門の禁止」といった領主の心得を訓戒した四代將軍徳川家綱の朱印状で、ここで注目されるのは普段見逃されがちではあるが、「仙台藩」という呼称ではなく「仙台領」という語句を使用している点である。これは、現在「仙台藩」に限らず「○○藩」という言い方を筆者をも含め多くの研究者が疑いもせずを使用しているが、本来、江戸時代には全国三百余の諸大名領に関して“藩”という概念はあっても“藩”という公称は使用していなかったとい

24) 元禄年間に、江戸城・松之大廊下で、高家筆頭の吉良義央に斬りつけ刃傷沙汰を起こした、播磨赤穂領主浅野長矩が切腹に処せられ、その後、亡き主君の浅野長矩に代わり、家臣の大石良雄以下47人が本所の吉良邸に討ち入り、吉良義央らを討った事件を指す。後に実録体小説の恰好な題材となるほか、忠臣蔵と称して歌舞伎・浄瑠璃・講釈・落語等の演目となり、歌舞伎では不入りの折には忠臣蔵さえ演目に張れば人が入るとまで言われた。

25) 実際は前日が大雪であつて、当日は晴天であつたことが分かっている。

26) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書』家分け第三 「伊達家文書」四収録

う事実誤認に関する例である。では、“藩”という呼称は何処からきたのであろうか。

“藩”とは元来古代中国の封建時代の王侯国を指したもので、それが江戸時代に“大名領”を指すようになったと考えられるが、概念こそあれ公称にはなっていない。「武家諸法度」等の当時の法令(達示・高札禁令を含)を見ても“大名領”は“国々”“国々大名”“他国”“自国”“諸国”“諸大名”“国主”“治国”等の記載はあっても“藩”という記載はない。では正式にはどの様に呼ぶのかというと“大名領の地名+領”であって伊達家の場合は“仙台領”、前田家の場合は“加賀領”もしくは“金沢領”、島津家の場合は“薩摩領”といったことが史料Ⅱの記載例からも伺える。先に“藩”とは「古代中国の封建時代の王侯国を指したもの」といったが、元来“藩”という文字は「境」「覆う・守る」「籬・垣根」の意味で、それが転じて「地方を鎮めて王家の守りとなる国」となるのであるが、それは『詩経』卷十二「板」にある「价入維藩、大師維垣、大邦維墉」に由来するもので、以後中国では封建諸侯の領地等に使用されることになる。ところで、この『詩経』は儒教の根本經典の「四書・五経」の「五経」一つであることは周知の通りで、中国に限らず日本においても古来より儒学者をはじめとした為政者の必読書であった。つまり儒学、特に朱子学を政治理念の基本とした近世の政治形態において“大名領＝藩”という意識が儒者の間から起こり、それが儒学者を通じて当時の為政者を含む知識階層にも浸透していったことが伺える。その顕著な例としては新井白石撰『藩翰譜』(万石以上の大名家三百十七家の家伝由来を集大成した書)や太宰春台撰『経済録』で、“親藩”“当藩”“藩士”“藩制”等の熟語や“水藩”“長藩”²⁷⁾等の固有名詞も近世中期以降普及していくことになるが、幕府における公称としての使用例は見当たらない。

では、日本で正式に“藩”という呼称が使用された例はなかったのかというと、慶応4年(1868)閏4月27日発布の『政体書』にある「府県藩三治制」の規定に基づいて明治維新で「版籍奉還」がなされ、明治4年7月14日に発布される「廢藩置県」までの約4年間の短期間に限って“旧大名領”に対して“藩”という呼称が公式に使用されている。このことが以後の“藩”という呼称を混乱させる元凶であったともいえよう。

27) “水藩”は水戸徳川家、“長藩”は長州毛利家を指す

以上は、史料をどの様に歴史記述に反映させていくかの例であるが、次に史料の性格を考え史料批判した上で歴史事実を認定すべき例をひとつ挙げておこう。

(3) 十三代藩主伊達慶邦初下向時の跡部能登守との悶着の始末について 〈史料Ⅲ〉

(四月) 二十六日、祠堂二入國發駕ヲ拜告ス、…(中略)…辰刻發駕ス、儀衛ノ略、…(中略)…是日越谷驛ニ宿ス、江戸ニ於テ跡壽ノ嘉儀來客ヲ享ス。二十七日、間々田驛ニ宿ス。二十八日、石橋驛ニ於テ扈從ノ輩へ餅ヲ賜フ仙臺ニ達スルマデ数タヒ賜ハル宇都宮ニ宿ス。二十九日大田原驛ニ宿ス。晦、境明神拜礼恒例ナリ服ニ在リ之ナシ前例茶店石井兵衛ノ家ニ休ス、七兵衛餅及ヒ酒ヲ獻ス、是日白河ニ宿ス。

五月己酉朔、郡山驛ニ宿ス。二日、安積山ニ於テ儀衛ヲ觀ル、江戸ニ於テ將軍ヨリ端午ノ嘉儀、時服三領・乾鯛一筐ヲ賜フ、福島驛ニ宿ス。三日念西公・光明夫人廟ニ謁ス、越河ニ於テ農善蔵 伊具郡丸森村 伯母多津嘉一百歳ニ躋ルヲ引見シ、郡内縞一反ヲ與フ、是日、白石城ニ宿ス。…(中略)…四日、岩沼古内弘見ノ館ニ宿ス竹駒明神ヲ拜スルヲ例トス服ニ在之ナシ。…(中略)…五日、端午ヲ祝シ、粽組付三土器ヲ進ム、諸有司沿路ニ奉迎シ、丑刻仙臺牙城ニ達スト云々。

(『樂山公治家記録』卷二 天保十三年四月・五月之条)

史料Ⅲは仙台藩主個々の事績を記した仙台藩の正史『伊達治家記録』の一つで、仙台藩最後の藩主となった十三代伊達慶邦の記録である『樂山公治家記録』(以下『治家記録』とする)にある慶邦の初の国許下向の記事で²⁸⁾、これによると天保13年(1842)4月26日に江戸芝口三丁目の上屋敷(現港区汐留)を発駕、通常の経路である奥州道を下り、同日は越谷、翌27日に間々田、28日には石橋で休憩後宇都宮で宿泊、29日以降大田原・白河・郡山・福島と泊まりを重ねて5月3日に仙台領に入り、当日は白石泊、翌4日の岩沼泊を経て九泊十日の日程で仙台城へ着いていることになっており、供揃いの概要、道中の様子等についても若干の記載がある。

28) 仙台藩の参勤交替の経路は、日光参拝等の特別な日程が入る以外は概ね奥州道を往来するのが通常のルートで、その日程についても前期が7泊8日、中後期が8泊9日を基準とした。

詳細については拙著『歴研[江戸文化]ブックレット『仙台藩の参勤交替 ～仙台から江戸へ360キロから』参照。

ところで、ここに面白い史料があるので紹介しよう。

<史料Ⅳ>

はたさし卯月には、とるへき事共うけ給りて此侍従殿の弟跡部能登守、御目付佐々木の某もるとも旅たちし、古河てふ宿にやとらむとすると、折しも陸奥の守、初めて國入にて仙臺へ下らるるに、かねて此古河に宿札など打てとまりを定めたるを、跡部ノ御使のいきほいもて、其宿の本陣とて長なるもの家にやどりしかは、國ノ守は宿るへき所をとられ、俄に其へわたりの野辺に夜を明かしたりとか、此ころ世にいへるは、此宿のいきかひにより、國主家長なといきとほりて、かの跡部、佐々木の二人を給はるへし、然らすんは今より江戸へまかりでし、と申したてらるなといふはまことか、猶外様之國ノ守たちあまた、是に皆心合せたりなときこゆ、と云々、

(『井関隆子日記』天保十三年六月八日之条)

史料Ⅳの著者井関隆子²⁹⁾という人物は、十二代将軍徳川家慶の小納戸役³⁰⁾を勤めた旗本井関親興の後妻である。井関家は三代にわたり将軍家の小納戸役を勤めた家柄で、親戚筋には御側御用取次を勤めた新見家(親興自身が新見家の別家から井関家へ養子に入った人物)があることから、江戸城内外で起こった出来事・風聞が他より耳に入り易い環境にあり、しかも隆子自身筆まめであったことが幸いしてか、晩年はそうした出来事・風聞を聞いては書き留めてそれに自分の意見・感想を加えて日記に記していたという才媛であった³¹⁾。史料Ⅳは隆子が聞いた風聞の一つとして書き留めた日記の一部で、先の史料Ⅲにある初下向で国許へ向かった伊達慶邦の一行(以後“慶邦一行”と記載)が古河宿

29) 江戸時代後期に活躍した女流歌人、日記作者、物語作者(天明5年~天保15年:1785~1844)。幕臣で大番組の庄田安僚の四女として生まれ、20歳の頃、大番組の松波源右衛門と結婚したが3年後に離婚。後に納戸組頭・井関親興と再婚、親興没後は本を読み、歌を詠じ、日記や物語を書いて悠々自適の生涯を送ったという。著書には『さくら雄が物かたり』(自筆稿本、東北大学図書館所蔵)、『神代のいましめ』(昭和女子大学図書館所蔵の鈴木重嶺「翠園叢書」巻26に収録)等がある。

30) 小納戸役は小姓と同じく将軍の傍らにあって雑用をする役割である。通常、小姓と小納戸役では小姓の方が格は上で、秘書官・護衛官的な役割を帯びているのに対し、小納戸役は用度・管財をこなす庶務官的役割を果たす。何れにせよ将軍の傍近くに控えているため、極秘の情報も耳にすることが出来る環境にあった。

31) 『井関隆子日記』(全12冊)は晩年の天保11年(1840)1月1日から天保15年(1844)10月11日までの900日間の日記(隆子は翌11月1日死去)。天候、地震、四季折々の自然の変化、出来事や様々な見聞、人物・社会・政治・学問・文学への批評等が記されている。特に子の親経や孫の親賢から伝えられる江戸城内の様子が詳細に書き留められている点が貴重。江戸時代の日記文学としても歴史的資料としても価値があるとされる(昭和女子大学図書館が自筆本を所)。

辺りで当時老中筆頭水野忠邦の弟で勘定奉行の職にあった跡部能登守良弼³²⁾及び目付(勘定奉行格)佐々木近江守一陽³³⁾一行(以後“跡部一行”と記載)との間で起こした悶着についての記事である。内容は慶邦一行が既に先乗りして古河宿の本陣等の宿泊施設を指宿にしていたにも係らず、後発の跡部一行が公用(将軍家慶の日光参詣のための先乗り)を嵩に強引に本陣を占領、遅れて到着した慶邦一行本隊が当日の寓所の確保が出来ずに野宿せざるを得なくなり、その後伊達家では面子もあって幕府に対して悶着の首謀者である跡部・佐々木兩名の引渡しを要求、それが果たされない場合には参勤による江戸出府を以後行わない旨申渡し、それに対して他の大名家が同調したという記事である。

このことについては他に次に示した史料等も見え、江戸を中心にかなり知れ渡った風聞といえよう。

<史料V>

廿六日

仙臺初而國許入部出立也。

辦慶所持之長太刀を持する也。

行列立派にて出立所、三日目古河泊、本陣ニ仙臺松を懸置候處江、日光御用歸りにて跡部能

登守・池田筑後守・堀伊賀守、本陣江落合、仙臺の松はつし、押して右三人泊候故に仙臺は當宿通抜に致候。云々

(『藤岡屋日記』天保十三年四月)

<史料VI>

一十六日

江戸作チョンカレー見。蘭船向フ風ニ行舟出来ノ由、跡部山城守日光御用ニ出立、道中仙臺侯七人ニテ歸國之處、(此説虚實不分明)本陣立ノキ可申威勢、跡部申之ニ付、

32) 肥前唐津藩主水野忠光の六男で、老中水野忠邦の実弟(寛政11年～明治元年:1799～1868)。旗本・跡部家に養子入りしたが、良弼は実兄の忠邦の威光を背景に傲岸で、周辺と諍いを起こすことが多かったものの、累進して駿府、堺の両町奉行を経て大坂東町奉行となるも、在任中の天保の飢饉への対応がまずく大塩平八郎の乱の原因を作ったとされる。その後大塩の乱について責任を問われることはなく、その後は大目付を経て勘定奉行に栄進、兄である忠邦が失脚した後も連座を免れ、江戸南町奉行、小姓組番頭、留守居、講武所総裁、江戸北町奉行を歴任、慶応4年(1868年)に若年寄に就任するもわずか7日で免職となり、翌年死去、享年70。

33) 旗本。石野広通の六男で、次兄佐々木万彦の養嗣子となり佐々木姓を名乗る。目付、勘定奉行、小普請奉行を歴任する。安政2年(1855年)死去、享年69。

不得止野宿、宿札取除可申旨ニ付立有之、宿札おろし候旨。依之仙臺侯、巳都市參勤御断ニ付、不得止山城守小普請入被仰付旨、今日話也。云々

(『鐘奇齋日々記』天保十三年六月)

史料Vは当時江戸外旅籠町に住まいしていた古本屋藤岡屋由蔵³⁴⁾の記した『藤岡屋日記』³⁵⁾の記事で、史料VIは当時大坂道修町四丁目に住まいしていた医師鐘奇齋岩永之房の『鐘奇齋日々記』で、いずれも跡部一行の横槍一件について記してある。因みに史料Vと史料VIとでは二ヶ月の差異が見られるが、前者は江戸の住人、後者は大坂の住人ということから当時の情報の流れを考慮するとその程度の日数のズレ、その内容についても相違が見られること³⁶⁾は当然といえるが、これが江戸のみならず大坂まで伝わったということは、かなり巷では有名な風聞であったといえよう。

34) 江戸時代後期の町人、古本屋・情報屋(寛政5年:1793~?)。本名を須藤由蔵と称し、屋号を取って「藤岡屋由蔵」とも、本屋の由蔵の略で「本由」とも呼ばれた。『藤岡屋日記』の著者として知られる。文化元年(1804)頃江戸へ上って江戸城本丸の庭木の手入れなどを請け負っていた埼玉屋の人足となる。やがて神田の御成道の足袋屋・中川屋の軒下を借りて、路上に筵を敷き、露天で古書店(貸本屋とも)を始めたが、あまり繁盛せず「御成道の達磨」とあだ名された。しかし彼は古書店よりも、江戸市中の事件や噂、落書などの記録に精を出し、それらの情報を諸藩の記録方や留守居役に提供して、閲覧料で生計を立てる情報屋のはしりとなった。そのため「御記録本屋」の異名を取ったという。彼はいつも素麺の空き箱を机代わりにして記録に精を出していたという。『藤岡屋日記』はその集大成。

35) 江戸時代末期の江戸を中心とした事件や噂などを須藤(藤岡屋)由蔵が、詳細に記録した編年体日記をまとめたもの。全152巻150冊。採録時期は文化元年(1804)から明治元年(1868)までの65年間に及ぶ。『藤岡屋日記』は、大名旗本の屋敷替えや町触、幕政の記録、火災・飢饉などの被害状況(特に安政大地震は詳しい)、出開帳・芝居・見せ物などの評判、町民の噂、錦絵・瓦版などの出版物やその統制、殺人・強盗・喧嘩などの事件、さらには幕末期の軍事行動にいたるまで、江戸住民や出入りの武士などから集めた情報を詳細に記録しており、同時代を研究する上での貴重な史料となっている(原本は関東大震災で焼失するも活字化されている)。

36) 史料VIにある「跡部山城守」は「跡部能登守」の誤りだろうし、また「仙臺侯七人ニテ歸國之處」とあるが、参勤交替の御供が七人ばかりでないことは明らかである。このようにこうした風聞が大坂に伝わる六月中旬には伝言ゲームよろしくその内容もかなり異なっていることがわかる。

因みに「七人」の根拠については先乗り部隊の人数とも読み替えることも出来ないこともないが、同じく慶邦の参勤交替に関して記した旧奥州道八丁目宿(現福島市松川町)の本陣であった桜内家に伝わる「弘化三年~安政元年 八丁目本陣記録」という史料に弘化3年(1846)9月、伊達慶邦の参勤下向の記事があって、その折の状況が分かるが、この折の先乗りは山田運之丞・関沢閔右衛門の二人で、本隊が到着する二日前に指宿等の手配・段取を決めて先発しているとする。天保13年の参勤下向が慶邦の初下向であるとはいえ、先乗り部隊が七名というのはこれと比較して多すぎるといわざるを得ない。

詳細は津島亮資著『福島伊達氏』参照

さて、この一件について事実関係を探ってみよう。まず、『治家記録』は前述の通り伊達家の正史であることから基本的に伊達家に都合の悪い事項については改竄まではしないまでも記録に残さないという意識がはたらく史料といっている。しかも同じ『治家記録』といっても四代藩主伊達綱村の一代記である『青山公治家記録全書』や五代藩主伊達吉村の『獅山公治家記録』のように編纂物とはいえ日々の日誌をベースに本人の生きた時代に作成された一次史料とは異なり、『楽山公治家記録』の方は七代藩主伊達重村以降の六人の藩主の事蹟を記した『六代治家記録』同様明治以降に伊達家の執事であった国分平や作並清亮といった人物によって編纂されたもので、多少その人が生きていた時代から下がった時代の史料であることから、同じ一次史料とはいえ多少信用性は落ちるものとなる³⁷⁾。それに対して『井関隆子日記』や『藤岡屋日記』の方は風聞を伝えているということで必ずしも事実関係について信用性は落ちるもの日記ということでその人物が直接見聞きした事項を記しているという点からいって重要な史料ではあることが伺える。では、それが事実であったか否かを確認する前に状況証拠を駆使してその可能性の有無を確認してみよう。

十二代徳川家慶の一代記である『愼徳院御實記』（徳川幕府の正史『續徳川實記』）等の史料によると跡部一行が公用で出立したと考えられるのが幕命を受けて暇を得た天保13年（1842）4月1日以降で（前述の『藤岡屋日記』では4月3日・10日の両日に分かれて出立とある）³⁸⁾、江戸に帰還したのが帰府報告のた

37) 『伊達治家記録』の編纂は四代伊達綱村の命で藩儒遊佐木齋等が中心となって行われた修史事業の一環として始まった事業で、大別して第一期が初代藩祖伊達政宗の『貞山公治家記録』から四代藩主綱村の『青山公治家記録』までの「四代治家記録」の作成の時期、第二期が五代吉村の『獅山公治家記録』六代宗村『忠山公治家記録』そして『青山公治家記録』の史料として作成されたと思われる『青山公治家記録全書』が作成された時期、そして第三期が明治以降に七代重村の『徹山公治家記録』から十二代斉邦の『龍山公治家記録』までの「六代治家記録」、そして十三代慶邦の『楽山公治家記録』の時期の三期となる。この内第二期については同時代の藩儒・史官が日誌的にまとめた史料が中心に質量とも充実しているため史料の価値は特に高いと見られるが、第三期については概略を記しただけの抄録となっており時代的差異もあって前の二期より史料的には多少劣るといえよう。

なお、『伊達治家記録』の史料性についての詳細は註11の拙著前掲書参照。

38) 『藤岡屋日記』には、

四月九日 大目付道中奉行兼 初鹿野美濃守、御作事奉行 堀伊賀守、日光へ出立也。
 四月十日 御勘定奉行道中奉行 跡部能登守、御書請奉行 池田筑後守、日光へ出立也。
 目付 中川勘兵衛 久能山へ出立也。

とあって、そのメンバーも『井関隆子日記』とは異なっている。

めに江戸城へ登城將軍家慶に謁見した同年5月3日以前ということで、前述の『治家記録』によると問題となった慶邦一行の国許下向の出立は同年4月26日で(『藤岡屋日記』の記述も同一日)、仙台到着が翌5月3日であることから考えると、慶邦一行が問題の古河周辺を通過するのが通常の参勤交替の道中日程から見て江戸表を出立した26日から翌27日及び28日の三日間で、跡部一行との競合の可能性だけを考えるとこの三日間が当てはまる。ところで、『藤岡屋日記』の記録ではこの悶着があったのが三日目の28日とあるが、『治家記録』の記載では二日目27日の宿泊が例の古河宿の二宿先の間々田宿、三日目に至っては宇都宮泊まりとなって、二つの史料間に矛盾がある。しかし、『藤岡屋日記』の記事にある三日目の記載を二日目と読み替えたとしたらどうだろう。仮に二日目と三日目を読み替えた場合、『治家記録』の記載の一日目の宿泊の越谷宿から古河宿までは九里三十一町で二つ先の間々田宿まで行っただとしてもそれに二里十六町加えて十二里十一町となり、通常参勤交替の一日行程で進む平均の距離が十里~十二里ということを検討すると読み替えは可能である。そうすると、慶邦一行が二日目の寓所を古河宿と定め、先乗り部隊が古河宿の本陣他を指宿とした後に跡部一行が公用を楯に本陣を占領されたため、やむを得ず古河宿を通過、二つ先の間々田宿を二日目の寓所にしたとも読むことが出来、『井関隆子日記』や『藤岡屋日記』の記事に見える跡部一行との悶着の可能性をも見出すことが出来る。このように見方によっては史料に記載されている文字にはない部分まで読み取ることが出来、史料に書かれていることのみが事実と云う訳でもないことがわかる。

しかし、仮に跡部一行との悶着が事実であり、『治家記録』では都合が悪いということで記述しなかったとしても、このような悶着があったか否かについては歴史学上あまり問題となることではない。事実関係はさることながら、それよりも『井関隆子日記』等の記載にあるその後始末の部分が問題で、伊達家側が跡部一行の引渡しを要求しそれが叶えられない場合には以後の参勤を拒否する旨幕府側に伝えたこと、そしてそうした状況を見て他の大名家が伊達家に同調したということが重要であり、こうした風聞が発生する背景に幕藩体制の基礎が揺らぎ、幕府勢力の衰退が目に見えるようになっていき、それが明治維新へと繋がっていくという具体的事例を意味する事項としてこの悶着を読み取ることが第一義であると考えer必要がある。このように、歴史学を検証してい

く上で利用される史料は、その性格によってそれなりの批判を加えながら利用し、歴史学上重要な事項は何なのかを判断していくことが肝要である。

IV. おわりに

以上、近世を中心に歴史史料を利用した歴史学の記述方法について簡単に述べてきたが、まず第一に史料となるテキストそのものの信憑性、つまりそのテキストが信用の置ける代物であるかの確認をし³⁹⁾、信憑性がある史料であった場合、そこに記されていることが全て事実であるかどうかの判別をし、しかも事実であったとしてその事項・事象が総体的に見て全体に及ぶものであるか枝葉について述べているか否かということに注意しなければならないし、その史料に書かれた事項・事象の背景には何があるのかを考えなければならない。つまり、史実であっても真実とは言えない場合もあることを忘れてはならない。先にも述べたように、為政者側の史料というのは、得てして自分に都合の悪い事項・事象については事実あったとしても改竄はしないまでも記録として残さないというバイアスが働くことが多く、そうしたことを踏まえた史料の見方・読み方が必要である。

従って史料として利用する場合、ある一定方向からではなく多角的に史料を

39) 書誌学的見地で有名どころとしては、「魏志倭人伝」の記載にある「邪馬台国」の「台」は“壘”の誤植であって正式には“邪馬壘国”であり、同じく邪馬台国の女王卑弥呼の後継の巫女も“台与”ではなく“壘与”であるという説がある(古田武彦著『「邪馬台国」はなかった』他に掲載)。

この根拠となったのが、「魏志倭人伝」が掲載されている中国の歴代の王朝の歴史を紀伝体で記した「二十四史」の一つ『三国志』(陳寿撰)の最古の刊本である「紹興本」(12世紀中葉成立)には「邪馬臺國」ではなく「邪馬壘國」、「臺興」ではなく「壘興」とあるからそちらが正しいのであって、「紹興本」より20～30年後に成立したとされる「紹熙本」(12世紀末頃成立)にある「邪馬臺國」「臺興」は“壘”と“臺”の誤植であるとした。しかし、「紹興本」というテキストは誤植が多く必ずしも良好なテキストとはいえない。これに対して「紹熙本」はそれより時代は多少降るとはいえ誤植が少なく良好なテキストである。このことは清末・民国時代の校勘学(書誌学)者で官僚の張元濟(1867～1959)が主宰して1930～37年に中国商務印書館から『百衲本二十四史』を発刊するのに際しても『三国志』は「紹興本」ではなく「紹熙本」がテキストとして採用されたことから分かる。“壘”と“臺”の誤植の関係についても、「紹興本」に先んじて刊行された「魏志」を引用した歴史書は全て“邪馬臺國”ではなく“邪馬壘國”となっていなければならないのであるがそうしたものは皆無であることから、「紹興本」の記述が間違いであるということになる。従ってこれを史料として論を進めることは根本的に間違った解釈になる恐れをはらんでいることになる。つまり、テキストの良し悪しを考えて史料として利用する必要がある。

見ていく必要があり、また出典の異なった別次元の史料を何種類か組み合わせ、史料批判をしながら歴史記述の確認作業を進めることが肝要である。従って、歴史学というのは、歴史事実そのものはそれなりに大切ではあるが、それ以上にそうしたことがどうして発生したかという背景や事情を考えることが大切であり、言い換えれば“何故”“どうして”ということの解明が必要で、そうしたことが歴史学にとって最も重要な使命ともいえよう。

なお、歴史事実の確認とその背景・事情の探求は、現在の我々が将来如何に生きるべきかを考える上で重要な指針となるのであり、歴史学の最終目標は将来起きうる事項・事象を歴史学的見地によってそれまで行われてきた歴史を教訓として新たな指針を如何にして示していくかということに尽きるといえることが出来よう。

※本編は、2023年度「東北の歴史」第一講「時代(歴史)区分について」、第三講「暦と時間」、第十二講「史学概論(歴史史料の読み方・使い方)」の講義資料をもとに、再構成、加筆・修正したものである。

【参考文献】

- 『伊達治家記録』 平重道開設 (宝文堂版)
- 『伊達家文書』 (「大日本古文書」家分け三) 東京大学出版会
- 『續徳川實記』 黒板勝美編輯 (「国史大系」) 吉川弘文館
- 『御觸書集成』 高柳真三・石井良助編 岩波書店
- 『徳川禁令考』 石井良助編 創文社
- 『日本都市生活史料集成』 鈴木棠三編著 三一書房
- 『江戸巷談 藤岡屋ばなし』 正編・続編 鈴木棠三編著 筑摩書房
- 『福島伊達氏』 津島亮資著 福島民報社
- 『仙台藩の参勤交代 ～仙台から江戸へ360キロ～』 渡邊洋一著 歴研[江戸文化ブックレット]
- 『江戸の旅』 今野信雄著 岩波新書
- 『新訂 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』 石原道博編訳 岩波文庫
- 拙著「『伊達治家記録』について～その史料性についての一考察～」(『仙臺郷土研究』復刊 巻24-1、通巻258号)
- 拙著「実録体小説～伊達騒動物を中心として～」(『仙臺市民図書館所蔵 和漢書目録』収録 論考)
- 拙著(日本はじめて物語15)「旧暦と新暦 ～日本における太陽暦(西暦)のはじまり～」(『歴史研究』第668号)

拙著（歴史の質問帳1）「歴史学の時代区分法」（『歴史研究』第690号）
「魏志倭人伝」への旅 ブログ版 All Rights Reserved.